

掛川市規則第1号

掛川市個人情報保護条例施行規則をここに制定する。

平成24年1月12日

掛川市長

(別紙)

掛川市個人情報保護条例施行規則

掛川市個人情報保護条例施行規則（平成17年掛川市規則第11号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、掛川市個人情報保護条例（平成17年掛川市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（個人情報取扱事務の届出）

第2条 条例第11条第1項の規定による届出は、掛川市個人情報取扱事務開始（変更）届出書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第11条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開始又は変更の年月日
- (2) 目的外利用又は提供の有無
- (3) 電子計算機処理の有無
- (4) 電子計算機等の結合の有無
- (5) 外部委託等の有無
- (6) 使用する個人情報ファイル
- (7) その他市長が必要と認める事項

（開示請求書）

第3条 条例第12条の2第1項に規定する請求書の様式は、様式第2号によるものとする。

（開示請求者の本人確認等）

第4条 条例第12条の2第2項の規定により、開示請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他当該開示請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類
- (2) 法定代理人が請求する場合 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該開示請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類

（開示決定等の通知書）

第5条 条例第17条各項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第17条第1項の規定による保有個人情報の全部を開示する旨の決定 様式第3号
- (2) 条例第17条第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定 様式第4号

- (3) 条例第17条第2項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 様式第5号
(開示決定等の期間の延長通知書)

第6条 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

- (1) 条例第19条第2項の書面 様式第6号
(2) 条例第20条の書面 様式第7号
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第21条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有個人情報が記録されている公文書の名称
(2) 開示請求の年月日
(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条第1項の規定による通知は、意見照会書(様式第8号)によるものとする。

3 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保有個人情報が記録されている公文書の名称
(2) 開示請求の年月日
(3) 条例第21条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
(4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

4 条例第21条第2項の規定による通知は、意見照会書(様式第9号)によるものとする。

5 条例第21条第3項後段の規定による通知は、開示決定をした旨の通知書(様式第10号)によるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第8条 条例第22条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、実施機関が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 録音テープ又はビデオテープ 当該録音テープ若しくはビデオテープを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープ若しくはビデオカセットテープに複写したものの交付
(2) その他の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わせられたものをいう。)により行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクその他の電磁的記録に係る記録媒体（以下「フレキシブルディスクカートリッジ等」という。）に複写したものの交付

（開示を受ける者の本人確認等）

第9条 条例第22条第2項の規定により、開示を受ける者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 本人が開示を受ける場合 運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類

(2) 法定代理人が開示を受ける場合 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類
（保有個人情報の開示の実施）

第10条 保有個人情報が記録された公文書（当該公文書を複写したもの、専用機器により再生したもの並びに第8条第2号アに規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものを含む。次項において同じ。）の閲覧又は視聴は、実施機関が指定する期日及び場所において行わなければならない。

2 実施機関は、開示決定を受けた者で保有個人情報が記録された公文書の閲覧又は視聴により開示を受ける者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、若しくは破損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴の中止を命ずることができる。

3 保有個人情報が記録された公文書の写し（第8条第1号に規定する録音カセットテープ又はビデオカセットテープに複写したもの、同条第2号アに規定する用紙に出力したものと及びこれを複写したものと並びにフレキシブルディスクカートリッジ等に複写したものを含む。）の交付部数は、一の開示請求につき1部とする。

（訂正請求書）

第11条 条例第25条第1項に規定する請求書の様式は、様式第11号によるものとする。

（訂正請求者の本人確認等）

第12条 条例第25条第2項の規定により、訂正請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他当該訂正請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類

(2) 法定代理人が請求する場合 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許

証、旅券その他当該訂正請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類
(訂正決定等の通知書)

第13条 条例第26条の2各項の書面は、様式第12号によるものとする。

(訂正決定等の期間の延長通知書)

第14条 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第26条の3第2項の書面 様式第13号

(2) 条例第26条の4の書面 様式第14号

(訂正実施通知書)

第15条 条例第26条の5の書面は、様式第15号によるものとする。

(利用停止請求書)

第16条 条例第26条の7第1項に規定する請求書の様式は、様式第16号によるものとする。

(利用停止請求者の本人確認等)

第17条 条例第26条の7第2項の規定により、利用停止請求をする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

(1) 本人が請求する場合 運転免許証、旅券その他当該利用停止請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類

(2) 法定代理人が請求する場合 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該利用停止請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類

(利用停止決定等の通知書)

第18条 条例第26条の9各項の書面は、様式第17号によるものとする。

(利用停止決定等の期間の延長通知書)

第19条 次の各号に掲げる書面は、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第26条の10第2項の書面 様式第18号

(2) 条例第26条の11の書面 様式第19号

(諮問をした旨の通知)

第20条 条例第26条の13の規定による通知は、審査会諮問通知書(様式第20号)によるものとする。

(掛川市個人情報保護審査会)

第21条 掛川市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 4 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 審査会の庶務は、総務部行政課において処理する。

(実施状況の公表)

第22条 条例第28条の規定による条例の運用状況の公表は、市が発行する広報誌に掲載することにより行うものとする。

(出資法人)

第23条 条例第32条第1項に規定する規則で定める法人は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(掛川市個人情報保護審議会規則の廃止)

- 2 掛川市個人情報保護審議会規則（平成17年掛川市規則第12号）は、廃止する。

(掛川市情報公開条例施行規則の一部改正)

- 3 掛川市情報公開条例施行規則（平成23年掛川市規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「（あて先）掛川市長」を「（あて先）実施機関」に改める。

様式第2号中「掛川市長 氏 名 [印]」を「実施機関 [印]」に改める。

様式第3号中「掛川市長 氏 名 [印]」を「実施機関 [印]」に改め、同

様式（注）4中「掛川市長」を「実施機関（掛川市長）」に、「異議申立て」を「異議申立て（審査請求）」に改め、同様式（注）5中「異議申立て」を「異議申立て（審査請求）」に、「掛川市長」を「実施機関」に改め、同様式（注）6中「異議申立て」を「異議申立て（審査請求）」に、「決定」を「決定（裁決）」に、「掛川市長」を「実施機関」に改める。

様式第4号中「掛川市長 氏 名 [印]」を「実施機関 [印]」に改め、同様式（注）1中「掛川市長」を「実施機関（掛川市長）」に、「異議申立て」を「異議申立て（審査請求）」に改め、同様式（注）2中「異議申立て」を「異議申立て（審査請求）」に、「掛川市長」を「実施機関」に改め、同様式（注）3中「異議申立て」を「異議申立て（審査請

求)」に、「決定」を「決定（裁決）」に、「掛川市長」を「実施機関」に改める。

様式第 5 号から様式第 9 号までの規定中「掛川市長 氏 名 」を
「実施機関 」に改める。

掛川市個人情報取扱事務開始（変更）届出書

1	個人情報取扱事務の名称								
2	個人情報取扱事務の所管課								
3	対象者の範囲								
4	個人情報の利用目的								
5	事務の根拠法令等								
6	<input type="checkbox"/> 固有事務 <input type="checkbox"/> 共通事務								
7	<input type="checkbox"/> 開始 <input type="checkbox"/> 変更 年 月 日								
8	個人情報 の記録項目 （複数選択可）	基本的 事項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所・電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	家族 状況	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	社会 生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	心身 の状況	<input type="checkbox"/> 健康・病歴 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体状況 <input type="checkbox"/> その他 （ ）
		資産・ 収入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 （ ）	思想・ 信条等	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる <input type="checkbox"/> 犯罪歴 社会的身分 <input type="checkbox"/> その他（ ）	収集 根拠	<input type="checkbox"/> 法令等に基づき収集 （法令等の名称： ） <input type="checkbox"/> その他 （根拠： ）	その他 （ ）	
9	個人情報の取得方法 （複数選択可）								
		<input type="checkbox"/> 本人 * <input type="checkbox"/> 実施機関内部 * <input type="checkbox"/> 他の実施機関 * <input type="checkbox"/> 国又は他の地方公共団体	<input type="checkbox"/> 民間団体又は本人以外の個人 * <input type="checkbox"/> 出版・報道 * <input type="checkbox"/> その他（ ）						
		課名		整理番号					

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（あて先）実施機関

郵便番号
開示請求者 住所又は居所
氏 名

掛川市個人情報保護条例第12条の2第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称又は保有個人情報の内容		
開示の実施の方法の区分		1 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 2 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (1) <input type="checkbox"/> 全部を希望 <input type="checkbox"/> 閲覧後、必要な部分を希望 (2) <input type="checkbox"/> 窓口での交付を希望 <input type="checkbox"/> 郵送での交付を希望
本人の状況等 （法定代理人が請求する場合のみ記載）	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先（電話番号等）		

（注）

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 請求の際には、運転免許証、旅券その他当該開示請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 法定代理人が請求する場合には、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該開示請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

以下の欄には記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課等	

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、掛川市個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することに決定したので通知します。

保有個人情報の内容			
保有個人情報の利用目的			
保有個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所		
担 当 課 等	電話番号		
備 考			

(注)

- 1 開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合には、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
- 4 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、掛川市個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することに決定したので通知します。

保有個人情報の内容			
保有個人情報の利用目的			
開示しないこととした部分、その根拠規定及び当該規定を適用した理由			
保有個人情報の開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	時 分
	場所		
担 当 課 等	電話番号		
備 考			

(注)

- 1 開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 2 法定代理人が開示を受ける場合には、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該開示を受ける者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 3 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に連絡してください。
- 4 開示決定に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれている場合において、当該第三者から不服申立てがあったときは、その全部又は一部を開示することができなくなる場合があります。
- 5 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関（掛川市長）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立て（審査請求）をすることができなくなります。
- 6 この決定に不服がある場合は、5の異議申立て（審査請求）のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関となります。）。
- 7 5の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関となります。）。

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、掛川市個人情報保護条例第17条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

保有個人情報の内容	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用した理由	
担 当 課 等	電話番号
備 考	

(注)

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関（掛川市長）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立て（審査請求）をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の異議申立て（審査請求）のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関となります。）。
- 3 1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関となります。）。

開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、掛川市個人情報保護条例第19条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、掛川市個人情報保護条例第20条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容		
条例第19条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	開示決定等をする部分	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
条例第20条の規定を適用する理由		
担 当 課 等	電話番号	
備 考		

意見照会書

第 号
年 月 日

様

実施機関



掛川市個人情報保護条例第12条の2第1項の規定により、次のとおりあなたに関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。

本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見がある場合は、意見書を提出してください。

保有個人情報が記録されている公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課等)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

意見照会書

第 号
年 月 日

様

実施機関



掛川市個人情報保護条例第12条の2第1項の規定により、次のとおりあなたに関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求がありました。

については、同条例第21条第2項の規定により御意見を伺いますので、本件開示請求に係る保有個人情報の開示決定等について御意見がある場合は、意見書を提出してください。

保有個人情報が記録されている公文書の名称	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第21条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	
保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容	
意見書の提出先 (担当課等)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

開示決定をした旨の通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあったあなたに関する情報が含まれた保有個人情報の開示をすることを次のとおり決定したので、掛川市個人情報保護条例第21条第3項の規定により通知します。

保有個人情報が記録されている公文書の名称	
保有個人情報に含まれているあなたに関する情報の内容のうち開示決定に係る部分及びその理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課 等	電話番号
備 考	

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

（あて先）実施機関

郵便番号
訂正請求者 住所又は居所
氏 名

掛川市個人情報保護条例第25条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
訂正請求に係る保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 （法定代理人が請求する場合のみ記載）	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先（電話番号等）		

（注）

- 1 のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 2 請求の際には、運転免許証、旅券その他当該訂正請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 3 法定代理人が請求する場合には、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該訂正請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

以下の欄には記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課等	

保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、次のとおり決定したので通知します。

保有個人情報の内容		
訂正請求の趣旨		
掛川市個人情報保護 条例第26条の2第1 項の規定による訂正 をする旨の決定	訂正をする部分 及び訂正の内容	
掛川市個人情報保護 条例第26条の2第2 項の規定による訂正 をしない旨の決定	訂正をしない部 分及びその理由	
担 当 課 等	電話番号	
備 考		

(注)

- 1 訂正をしない旨の決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関（掛川市長）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立て（審査請求）をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の異議申立て（審査請求）のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関となります。）。
- 3 1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関となります。）。

訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、掛川市個人情報保護条例第26条の3第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
条例第26条の3第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、掛川市個人情報保護条例第26条の4の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
条例第26条の3第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
条例第26条の4の規定を適用する理由	
担当課等	電話番号
備考	

訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで提供した次の保有個人情報について、次のとおり訂正の実施をしたので通知します。

保有個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正の実施をした年月日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（あて先）実施機関

郵便番号
 利用停止請求者 住所又は居所
 氏 名

掛川市個人情報保護条例第26条の7第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
利用停止請求に係る保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨及び理由		
本人の状況等 （法定代理人が請求する場合のみ記載）	本人の状況	<input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	
連絡先（電話番号等）		

（注）

- のある欄は、該当する項目のにレ印を付してください。
- 請求の際には、運転免許証、旅券その他当該利用停止請求者が保有個人情報の本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。
- 法定代理人が請求する場合には、戸籍謄本その他法定代理人の資格を証明する書類及び運転免許証、旅券その他当該利用停止請求者が法定代理人本人であることを確認するに足りる書類を職員に提示し、又は提出してください。

以下の欄には記入しないでください。

請求者本人の確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の請求資格の確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
法定代理人の本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
担当課等	

保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、次のとおり決定したので通知します。

保有個人情報の内容		
利用停止請求の趣旨		
掛川市個人情報保護 条例第26条の9第1 項の規定による利用 停止をする旨の決定	利用停止をする部分 及び利用停止の内容	
掛川市個人情報保護 条例第26条の9第2 項の規定による利用 停止をしない旨の決 定	利用停止をしない部 分及びその理由	
担 当 課 等	電話番号	
備 考		

(注)

- 1 利用停止をしない旨の決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関（掛川市長）に対して異議申立て（審査請求）をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立て（審査請求）をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、1の異議申立て（審査請求）のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関となります。）。
- 3 1の異議申立て（審査請求）をした場合は、当該異議申立て（審査請求）に対する決定（裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、掛川市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において掛川市を代表する者は、実施機関となります。）。

利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、掛川市個人情報保護条例第26条の10第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
条例第26条の10第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課等	電話番号
備考	

利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、掛川市個人情報保護条例第26条の11の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の内容	
条例第26条の10第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
訂正決定等をする期限	年 月 日
条例第26条の11の規定を適用する理由	
担当課等	電話番号
備考	

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関



次のとおり開示決定等に対する不服申立てについて、掛川市個人情報保護審査会に諮問したので、掛川市個人情報保護条例第26条の13の規定により通知します。

保有個人情報の内容又は保有個人情報が記録されている公文書の名称	
不服申立ての内容	
諮問をした日	年 月 日
担当課等	電話番号
備考	